

<交通安全テスト>

平成27年5月号

正しいものには○を、まちがっているものには×を記入してください。

- ① 自転車は原則一人乗りの乗り物である。

- ② 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。



- ③ 自転車で歩道を通行するときは、歩道の車道寄りの部分であれば、スピードを出して進行してもよい。



- ④ 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。



- ⑤ 自転車は、広い道であれば2台まで横に並んで走ってもよい。



<交通安全テスト>

平成27年5月号

解答・解説 (中学・高校生用)

- ① 自転車は原則一人乗りの乗り物である。【○】

A : ● 道路交通法57条第2項（乗車又は積載の制限等）

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全を図るため必要があると認めるときは、軽車両の乗車人員又は積載重量等の制限について定めることができる。

罰則：2万円以下の罰金又は科料

※ 自転車は一人乗りの乗り物です。二人乗りは禁止されています。

ただし、特別な場合として下記のとおりは認められています。

● 大阪府道路交通規則第11条第1項第1号（軽車両の乗車又は積載の制限（抜粋））

二輪の自転車の乗車人員は一人を、三輪の自転車の乗車人員はその乗車装置に応じた人員を超えないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

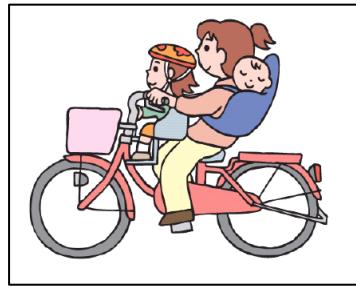
(ア) 16歳以上の運転者が幼児（6歳未満）1人を幼児用座席に乗車させる場合



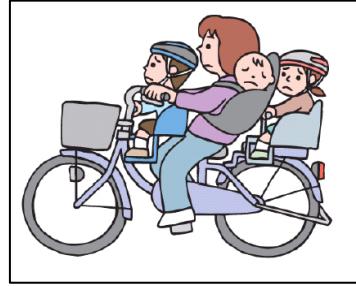
(イ) 16歳以上の運転者が幼児2人を幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に乗車させる場合



(ウ) 16歳以上の運転者が4歳未満の者1人をひも等で確実に背負う場合（イに該当する場合を除く）



○



×

＜指導のポイント＞

中学生同士や、高校生同士の二人乗りは認められていません。
二人乗りは絶対にやめましょう。

② 携帯電話を使用しながらや、ヘッドホンを使用し、大音量で音楽を聴きながらの自転車の運転は法律で禁止されている。【○】

- A : ● 大阪府道路交通規則第13条第1項第3号（運転者の遵守事項）
携帯電話用装置を手で保持して通話し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
罰則：5万円以下の罰金
- 大阪府道路交通規則第13条第1項第5号（運転者の遵守事項）
警音器、緊急自動車のサイレン、警察官の指示等安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、カーオーディオ、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。
罰則：5万円以下の罰金

＜指導のポイント＞

携帯電話を使用しての運転は片手運転となるため、安定を失う恐れがあり、また、メールを送受信する際、脇見運転にもなり大変危険ですのでやめましょう。

また、ヘッドホンステレオ等で大音量の音楽を聴きながらの運転は、周囲の交通状況への注意がおろそかになり、大変危険なので絶対にやめましょう。

③ 自転車で歩道を通行するときは、歩道の車道寄りの部分であれば、スピードを出して進行してもよい。【×】

- A : ● 道路交通法第63条の4第1項（自転車の歩道通行：概要）

- ・ 自転車歩道通行可の道路標識がある場合
- ・ 児童及び幼児（13歳未満の子ども）
- ・ 70歳以上の者
- ・ 身体の不自由な人



の場合

- ・ 道路工事をしているとき、駐車車両や交通量が多いなど、車道を安全に通行ができない場合
- は、歩道を通行することができる。

● 道路交通法第63条の4第2項（自転車の歩道通行：概要）

普通自転車は、歩道の中央から車道寄りの部分（道路標識等により普通自転車が通行すべき部分として指定された普通自転車通行指定部分があるときは、普通自転車通行指定部分）を徐行しなければならず、また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

ただし、普通自転車通行指定部分については、普通自転車通行指定部分を通行している、又は通行しようとする歩行者がいるときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができる。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節2 走行上の注意（8）（抜粋）

歩道を通るときは、普通自転車は、歩行者優先で通行しなければなりません。この場合、次の方法により通行しなければなりません。

ア すぐに停止できるような速度で徐行すること。

ただし、白線と自転車の標示によって指定された部分がある歩道において、その部分を通行し、又は通行しようとする歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度（すぐに徐行に移ることができるような速度）と方法でその部分を通行することができます。

イ 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合は、一時停止すること。

<指導のポイント>

歩道はあくまで歩行者優先であり、歩行者の邪魔にならないように走行しなくてはいけません。

また、スピードを出して歩道を走行することは大変危険ですので、やめましょう。



④ 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければならない。【○】

A : ● 道路交通法第63条の6（自転車の横断方法）

自転車は、道路を横断しようとするときは、自転車横断帯がある場所の付近においては、その自転車横断帯によって道路を横断しなければならない。

● 交通の方法に関する教則第3章第2節3 交差点の通り方

(5) 交差点やその近くに自転車横断帯があるときは、その自転車横断帯を通らなければなりません。

<指導のポイント>

自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通って道路を渡りましょう。

⑤ 自転車は、広い道であれば2台まで横に並んで走ってもよい。【×】

A : ● 道路交通法第19条（軽車両の並進の禁止）

軽車両は、軽車両が並進することとなる場合においては、他の軽車両と並進してはならない。

● 道路交通法第63条の5（普通自転車の並進）

普通自転車は、道路標識等により並進することができることとされている道路においては、第19条の規定にかかわらず、他の普通自転車と並進することができる。ただし、普通自転車が3台以上並進することとなる場合においては、この限りでない。

<指導のポイント>

自転車の並進は台数に関係なく、法律で禁止されています。

ただし、並進可の標識がある場合は2台までであれば並進できます。